

議案第23号

佐倉市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について

佐倉市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例

佐倉市青少年問題協議会設置条例（昭和29年佐倉市条例第90号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年佐倉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1 青少年問題協議会の項を削る。